

名古屋市告示第324号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 5 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域決定

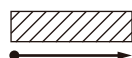
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	1	茶屋新田第 118 号線	名古屋市港区秋葉三丁目 173 番地先から 名古屋市港区秋葉三丁目 167 番地先まで	0.007	9.00 ～10.00	附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の区域を決定する部分